

内閣府提出資料

平成27年度 内閣府における ワーク・ライフ・バランス推進 の取組

■ 仕事と生活の調和推進に関する調査研究

【27年度概算決定額】
12,052千円(11,576千円)

〔仕事と生活の調和調査研究等経費〕

平成26年度:経営者や管理職による、仕事と生活の調和の推進するための「社内啓発のあり方」について好事例を調査研究。

平成27年度:経営者や管理職による、仕事と生活の調和の推進するための「職場マネジメント」について好事例を調査研究。

※ 好事例を選定して事例集を作成。仕事と生活の調和ホームページに掲載する等、周知・啓発することで企業における仕事と生活の調和推進に向けた取組を支援。

■ 企業経営者や管理職を対象とした トップセミナー等の開催

【27年度概算決定額】
8,196千円(14,351千円)

〔仕事と生活の調和人材育成経費〕

平成26年度:企業経営者や管理職を対象としたトップセミナー等を経済団体と共催。企業が仕事と生活の調和に取り組むメリットや具体的事例や手法を普及。

平成27年度:トップセミナー等を継続。調査研究で作成した事例集を、セミナーで活用するほか、地方自治体にも提供して地域の企業への促進を支援。

■ 男性の意識改革や働き方の見直しを先導する 「キーパーソン」育成事業

【27年度概算決定額】
12,200千円(9,898千円)

〔男性にとっての男女共同参画促進のための人材育成事業 及び 男性の家事・育児 理解・実践促進事業(経費)〕

平成26年度:職場(自治体・企業等)において、働き方の見直しを進めて家事・育児参画に積極的に取り組んでいる男性(キーパーソン)及びその上司(支援者)を対象に、「キーパーソンセミナー」を開催。キーパーソン及び支援者が、職場で仕事と生活の調和の取組を先導することで、取組を加速させる。

平成27年度:キーパーソンセミナーを継続。キーパーソン及び支援者の活動事例を広く周知し、賛同者を拡大。

■ 「カエル！ ジャパン」通信 (メールマガジン)の発行

【27年度概算決定額】
2,345千円(2,345千円)
※トップセミナー等予算の内数

平成26年度に引き続き、27年度においても、主に企業の人事労務担当者を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する国の最新情報、制度解説、取組の好事例、イベント情報等を毎月配信。

■ 「カエル！ ジャパン」 キャンペーンの推進

平成26年度に引き続き、27年度においても、キャンペーンに賛同する企業等が、シンボルマーク・キャッチフレーズをポータルサイトからダウンロードし、企業等のホームページ・名刺などに活用することを通じて気運の醸成を図っている。また、ポータルサイトで登録企業等を紹介。



「家族の日」「家族の週間」

H27年度当初概算決定額8,234千円
(H26年度予算額10,485千円)



- ・家族の日: 11月第3日曜日
- ・家族の週間: 家族の日の前後各1週間

【経緯】新しい少子化対策(H18. 6. 20少子化社会対策会議決定)に基づき、生命の大切さや家族や地域の絆等について理解促進を図ることを目的に、家族の日・家族の週間が制定された。

【趣旨】子供を家族が育み、家族を地域社会が支える社会の実現に向けて、国、地方公共団体、民間の関係団体等と連携し、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家族の役割等についての理解促進を図る。

内閣府の取組

《行事》

- 「家族の日」フォーラム(地方自治体と共催)
 - ・フォーラムやワークショップ、
 - ・作品コンクール表彰式(大臣表彰)など
- ※毎年、「家族の日」に開催。
H26は神奈川県、横浜市と共催(11月16日)

《理解促進》

- 作品コンクール(家族や地域の大切さに関する「写真」、「手紙・メール」の募集と表彰)
- 地方自治公共団体のイベントなど地域の取組に関する情報提供
- ロゴマークの使用などによる官民連携の周知

連携

関係府省の取組

(内閣府)食育、子ども・若者育成、仕事と生活の調和、(文部科学省)子どもの生活習慣づくり、
(厚生労働省)母子保健等、(法務省)犯罪・非行の無い地域づくり など

連携

地方公共団体

「家族の日」と連携した取組や「育児の日」、「子育てフォーラム」などの取組、「家庭の日」等(44都道府県等)の行事

連携

民間の関係団体、企業等

- 家族の大切さなどについて訴えかけるキャンペーンや啓発活動
- 働き方の改革の取組等

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

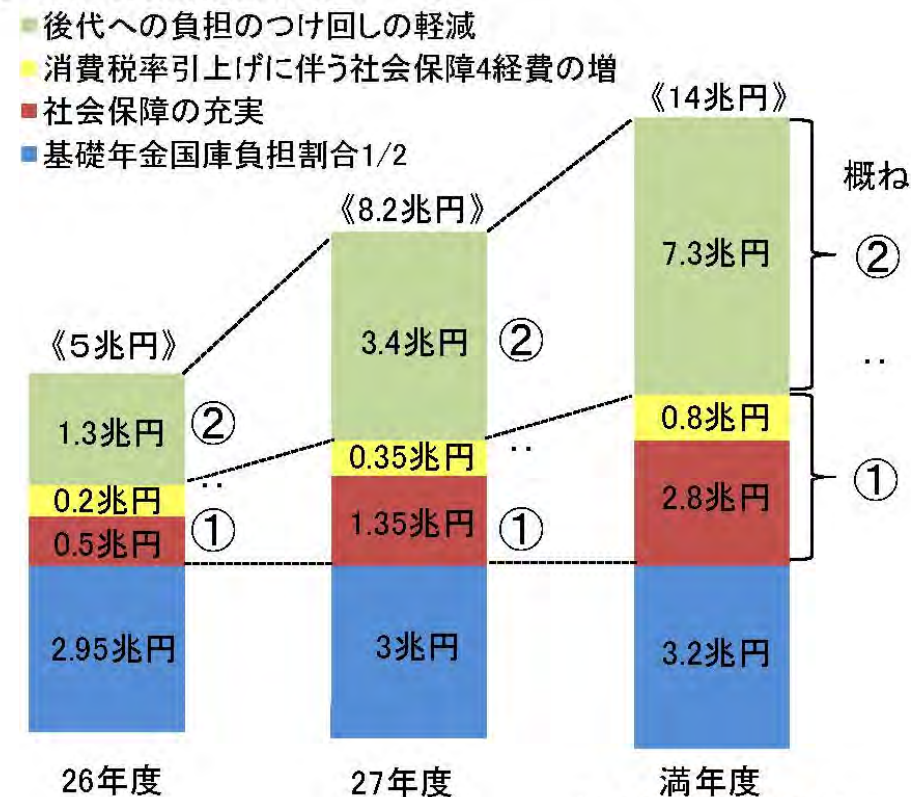
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額 8.2 兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 に 3 兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね 1 : 2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈27年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

- | | |
|--|---------|
| ○ 基礎年金国庫負担割合 2 分の 1
(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の差額に係る費用を含む) | 3 兆円 |
| ○ 社会保障の充実
・ 子ども・子育て支援の充実
・ 医療・介護の充実
・ 年金制度の改善 | 1.35 兆円 |
| ○ 消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増
・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増 | 0.35 兆円 |
| ○ 後代への負担のつけ回しの軽減
・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費 | 3.4 兆円 |

(参考) 算定方法のイメージ



(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(消費税率5%引上げ時)

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項		事 業 内 容	平成27年度 予算案	国分	地方分	(参考) 平成26年度 予算額	
			(注1)				
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 (注3)	2,649	2,915	
		社会的養護の充実	283	142	142	80	
		育児休業中の経済的支援の強化	62	56 (注4)	6	64	
医 療 ・ 介 護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904 392	602 277	301 115	(注5) 544 353	
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724 1,051 236	483 531 118	241 520 118	— — 43	
		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612	
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—	
	医療・介護保険制度の改革	被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—	
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42	
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—	
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立 等	2,048	894	1,154	298	
	年 金		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10
	合 計			13,620	6,786	6,833	4,962

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

(注5) 平成26年度における「地域医療介護総合確保基金(医療分)」については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施し、基金規模は合計904億円。

平成27年度における「社会保障の充実」関係施策

子ども・子育て支援の充実

(子ども・子育て支援新制度の実施)

○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援）

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(社会的養護の充実)

○ 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

(育児休業中の経済的支援の強化)

○ 男女ともに育児休業を取得することを更に促進し、職業生活の継続を支援するため、平成26年3月に成立した雇用保険法改正法に基づき、育児休業給付の給付率の引上げ（最初の6月間について、50%→67%）を平成26年度に引き続き実施する。

平成27年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組)

【7, 175億円】

○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上）

- ・ 市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援
- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(児童手当制度（年金特別会計に計上）)

【1兆4, 177億円】

○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

(地域少子化対策強化交付金)

【26年度補正予算30億円】

- ・ 我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。